

## 自然環境を守る税金

川崎市立東橋中学校 3年 野上 幸愛

昨年、新潟の祖父の家に行った時のことだ。祖父から「あの辺りがうちの山だよ。でももうずっと森の手入れをしていないから土砂崩れが心配だね。そろそろ森林組合に山の整備を頼もうかな。県や市から補助金が出るんだ。」と言っていたことを覚えている。

その時は、「誰かに頼めば自分の山を手入れしてもらえるんだ。」としか考えなかったが、その後、森林環境税及び森林環境譲与税が令和六年度から徴収されるようになると知り、山や森林にどのように税金が使われているのか調べてみたいと思った。

「森林環境税」とは、東日本大震災の復興税を継承する形で、令和6年度から納税義務者に一人年額1,000円が課税され、その税収は、全額が「森林環境譲与税」として都道府県・市区町村へ譲与されるものだ。この森林環境譲与税は令和元年から既に始まっている。

これらの税は温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、間伐や人材育成など、森林整備に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された。

祖父が住む市内には約32,000ヘクタールの民有林があり、近年の過疎化や高齢化で間伐などの手入れされていない森林が増加しているが、森林環境譲与税が活用できる「森林整備推進事業」制度によって間伐などの森林整備作業を森林組合などへ依頼し、国県補助制度を利用した場合、国県補助を除いた残額の50パーセントを市で補助する仕組みが整っている。

また令和元年に施行された「森林経営管理法」では、間伐などの経営管理が行われていない森林について、市町村が林業経営の効率化と森林管理の適正化を一体的に促進する「森林経営管理制度」も活用され始めている。

これらのことを調べて感じたことは、現在地球温暖化の影響で山林の被害が拡大しており、日本全体で森林整備を行わないと、日本の大切な財源である木材の損失や、地球温暖化を抑制するためのCO<sub>2</sub>吸収ができる森林を維持していけないということだ。実際に、平成30年から令和4年に発生した山地災害による被害は、年平均で約2,100箇所、被害額約882億円となっている。

森林はすぐには育たない。苗木の状態から成木になるまで、成長が早いといわれる針葉樹でも40年から60年の歳月がかかる。そのため、森林整備は未来の話ではなく、日本全体で早急に取り組むべき問題だ。

従って、森林整備に税金が使用されることは当然のことであり、都会に住んでいるから関係が無いという話ではなく、私達も今すぐに何ができるかを考える必要がある。例えばCO<sub>2</sub>を減らすために自転車を使って移動する、印刷するプリントを減らすなどをして森林環境を保全しながら、自分達一人一人が森林環境の維持に税金を通じて関わっているという意識を持つことが大切だと考えた。